

令和3年9月10日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

令和4年度 国庫補助事業等の意向調査（事業募集）について（依頼）

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、大阪府より通知がございました。

同通知は、標記整備事業等について、令和4年度における事業計画を把握するため、下記のとおり意向調査を行う旨、周知を図るものであります。各事業の詳細につきましては、下記ホームページをご確認または大阪府の担当課へお問い合わせください。

貴会におかれましても、本件をご了知いただき、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

【大阪府掲載アドレス】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/byouin/r4kokkohojoyo.html>

【提出期限】

令和3年10月8日（金）

【お問い合わせ先】

大阪府保健医療企画課 医事グループ

06-6944-9170（ダイヤルイン）

【対象事業】

① 医療提供体制施設整備交付金

- (1) 共同利用施設整備事業
- (2) 医療施設近代化施設整備事業
- (3) 医療施設等耐震整備事業
- (※耐震構造指標 Is 値 0.3 未満の一般病院（救急告示病院以外）が対象）
- (4) アスベスト除去等整備事業
- (5) 医療機器管理室施設整備事業
- (6) 地球温暖化対策施設整備事業

② 医療提供体制推進事業費補助金

- (1) 内視鏡訓練施設設備整備事業

③ 医療施設等施設整備費補助金

- (1) 研修医のための研修施設整備事業
- (2) 臨床研修病院施設整備事業
- (3) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

（※診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟を対象とし、消防用設備等に対する設置義務がある施設（経過措置により設置義務が猶予されている場合を含む）が対象です。

（参考）改正消防法施行令により、平成28年4月1日からスプリンクラー等の設置義務が変更されています。但し、同施行令において経過措置が設けられ、新築以外の既存施設については当面の間、スプリンクラー等の設置義務が猶予されています。経過措置の対象か否かについては管轄の消防署でご確認ください。

- (4) 院内感染対策施設整備事業

④ 医療施設等設備整備費補助金

- (1) 遠隔医療設備整備事業
- (2) 臨床研修病院支援システム設備整備事業
- (3) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

⑤ 病床転換等促進事業補助金

病床廃止に伴う用途変更
病床廃止に伴う損失補償

【担当】 大阪府医師会地域医療1課 八木
TEL:06-6763-7012/FAX:06-6766-2875